

別紙「新旧対照表」

○建築基準法施行令第二十三条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件（平成二十六年国土交通省告示第七百九号）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

| | | 改正案 | | | 現行 | | |
|---|---------------------------------------|-----------------------|-------------------|------------------|---|---|--|
| 第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第二十三条第四項に規定する同条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法は、次に掲げる基準（当該階段が第一号の表の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合にあっては、第四号に掲げる基準を除く。）に適合するものとする。 一 階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法が次の表によるものであること。ただし、屋外階段の幅は、令第二百二十条又は第二百二十一条の規定による直通階段にあっては九十センチメートル以上、その他のものにあつては六十センチメートル以上とすることができる。 | 階段の種類別 | 階段及びその踊場の幅（単位センチメートル） | 蹴上げの寸法（単位センチメートル） | 踏面の寸法（単位センチメートル） | 第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第二十三条第四項に規定する同条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。 一 階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法が次の表によるものであること。ただし、屋外階段の幅は、令第二百二十条又は第二百二十一条の規定による直通階段にあっては九十センチメートル以上、その他のものにあつては六十センチメートル以上とすることができる。 | 第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第二十三条第四項に規定する同条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法は、次に掲げる基準（当該階段が第一号の表の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合にあっては、第四号に掲げる基準を除く。）に適合するものとする。 一 階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法が次の表によるものであること。ただし、屋外階段の幅は、令第二百二十条又は第二百二十一条の規定による直通階段にあっては九十センチメートル以上、その他のものにあつては六十センチメートル以上とすることができる。 | |
| | 令第二十三条第一項の表の(一)に掲げるもの(四)に掲げるものを除く。(一) | 一四〇以上 | 一八以下 | 二六以上 | | | |
| | 令第二十三条第一項の表の(一)に掲げるもの(四)に掲げるものを除く。(一) | 一四〇以上 | 一八以下 | 二六以上 | | | |
| | 令第二十三条第一項の表の(一)に掲げるもの(四)に掲げるものを除く。(一) | 一四〇以上 | 一八以下 | 二六以上 | | | |
| 第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第二十三条第四項に規定する同条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法は、次に掲げる基準（当該階段が第一号の表の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合にあっては、第四号に掲げる基準を除く。）に適合するものとする。 一 階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法が次の表によるものであること。ただし、屋外階段の幅は、令第二百二十条又は第二百二十一条の規定による直通階段にあっては九十センチメートル以上、その他のものにあつては六十センチメートル以上とすることができる。 | 階段の種類別 | 階段及びその踊場の幅（単位センチメートル） | 蹴上げの寸法（単位センチメートル） | 踏面の寸法（単位センチメートル） | 第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第二十三条第四項に規定する同条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法は、次に掲げる基準（当該階段が第一号の表の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合にあっては、第四号に掲げる基準を除く。）に適合するものとする。 一 階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法が次の表によるものであること。ただし、屋外階段の幅は、令第二百二十条又は第二百二十一条の規定による直通階段にあっては九十センチメートル以上、その他のものにあつては六十センチメートル以上とすることができる。 | 第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第二十三条第四項に規定する同条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法は、次に掲げる基準（当該階段が第一号の表の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合にあっては、第四号に掲げる基準を除く。）に適合するものとする。 一 階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法が次の表によるものであること。ただし、屋外階段の幅は、令第二百二十条又は第二百二十一条の規定による直通階段にあっては九十センチメートル以上、その他のものにあつては六十センチメートル以上とすることができる。 | |
| | 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）における児童用の階段 | 一四〇以上 | 一八以下 | 二六以上 | | | |
| | 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）における児童用の階段 | 一四〇以上 | 一八以下 | 二六以上 | | | |
| | 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）における児童用の階段 | 一四〇以上 | 一八以下 | 二六以上 | | | |

| | | | | |
|-----|---|-------|------|------|
| (二) | 令第二十三条第一 項の表の(二)に掲げ るもの(四)に掲げ るものを除く。) | 一四〇以上 | 二〇以下 | 二四以上 |
| (三) | 令第二十三条第一 項の表の(四)に掲げ るもの(四)に掲げ るものを除く。) | 七五以上 | 二三以下 | 一九以上 |
| (四) | 階数が二以下で延 べ面積が二百平方 メートル未満の建 築物におけるもの | 七五以上 | 二三以下 | 一五以上 |

- 二 階段の両側に、手すりを設けたものであること。
- 三 階段の踏面の表面を、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げたものであること。
- 四 階段又はその近くに、見やすい方法で、十分に注意して昇降を行う必要がある旨を表示したものであること。

第二 令第二十三条第二項の規定は第一一号の踏面の寸法について、同条第三項の規定は同号の階段及びその踊場の幅について準用する。

| | | | | | |
|------|-----|------------------------------|------|------|------|
| (新設) | (二) | 令第二十三条第一 項の表(四)に掲げる 階段 | 七五以上 | 二三以下 | 一九以上 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

- 二 階段の両側に、手すりを設けたものであること。
 - 三 階段の踏面の表面を、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げたものであること。
- (新設)

第二 令第二十三条第二項の規定は第一一号の踏面の寸法について、同条第三項の規定は同号の階段及びその踊場の幅について準用する。